

基本検査運用ガイド
重大事故等対応要員の訓練評価
(BE0070_r2)

原子力規制庁
原子力規制部
検査監督総括課

1 監視領域

大分類：「原子力施設安全」

小分類：「重大事故等対処及び大規模損壊対処」（実用炉、研開炉、再処理、加工）

検査分野：「防災・非常時対応」

2 検査目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）、第61条の2の2第1項4号ロで規定する事項（保安のために必要な措置）のうち、表1に示す原子力施設の種別ごとの保安のための措置に係る規則条項で規定される設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る原子力施設の保全に関する措置における重大事故等対応要員の訓練評価の活動状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項3号イで規定する事項（保安規定）のうち、表1に示す保安規定記載事項に係る規則条項で規定される設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る原子力施設の保全に関する措置に係る活動状況の確認と併せて行う。

これらの確認対象となる事業者の活動は、防災・非常時対応の検査分野における体制、訓練・教育及び運転員能力等にも関連することから当該活動に関連する他の検査運用ガイドの適用も踏まえて確認する。

3 検査要件

原子力施設内における、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故等が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって原子力施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）は、実用発電用原子炉にあつては炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損による放射性物質の拡散、再処理施設にあつては臨界事故、蒸発乾固、使用済燃料の著しい損傷、有機溶媒その他の物質による火災又は爆発、放射性物質等の漏えい、加工施設にあつては臨界事故及び核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失等の発生のおそれがある。これらから原子力施設等を保全するための活動は、迅速かつ的確に行なわれる必要があり、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時に対応する全ての要員は、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し、指示又は遂行するための能力が必要となる。

このため、事業者は重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の訓練を実施している。検査官はこれらの訓練が成立していること及び対応要員のパフォーマンスを確認する。

3.1 検査対象

事業者が実施する重大事故等発生時及び大規模損壊発生時に対応する対応要員の訓練について、以下を検査対象とする。

(1) 重大事故等発生時に係る訓練

a. 成立性の確認訓練

(2) 大規模損壊発生時に係る訓練

a. 技術的能力の確認訓練

検査に当たっては、上記の検査対象に共通する以下を確認する。

- (1) 許認可文書に記された事象の取り組み状況の確認
- (2) 事業者の活動について独立した確認
- (3) 事業者による問題点の特定に関する評価
- (4) 再発する問題点の明確化
- (5) 検査気付き事項の明確化
- (6) 監視領域「重大事故等対処及び大規模損壊対処」の活動要件に照らした自己評価

検査目的に照らし検査が必要と判断される場合には、上記検査対象以外から選定してもよい。

3.2 検査の体制、頻度及びサンプル数

検査は、表2の検査要件まとめ表に示す検査体制、頻度、サンプル数及び時間を目安に行う。

4 検査手順

附属書1「検査追加分野の優先度」を参考に、ウォークダウンやリスク情報等を活用した検査方針、検査計画等を定め、サンプリングにより事業者の活動を検査する。

4.1 検査前準備

(1) 訓練シナリオが提出されていること

- a. 事業者が対象の訓練シナリオを提出していること。原子力専門検査官による、検査運用ガイド「BE0080 重大事故等対応訓練のシナリオ評価」を使用した検証が完了していること。何らかの懸案事項があれば、それを事業者に伝えられていることを確認する。

(2) 訓練検査の準備

- a. 訓練の検査準備をする。対象とする訓練は、事業所又は発電所ごとに行う必要がある。また、実用発電用原子炉施設の場合は、新規制基準の許認可を受けた発電所において実施する起動前の訓練については、号機ごとに行う必要がある。

(3) 過去の問題点の抽出及び是正処置のレビュー

- a. 過去の訓練結果として指摘された問題点の抽出と是正処置のレビューを行い、訓練実施の際に確認すべき活動分野のリストを作成する。少なくとも、以前に指摘されたリスク上重要な是正処置のレビューを行い、訓練時にその改善状況について

確認する。

(4) 常設重大事故等対応設備、可搬型重大事故等対応設備、特定重大事故等対応施設、資機材等の確認

- a. 常設重大事故等対応設備、可搬型重大事故等対応設備、特定重大事故等対応施設、資機材等の保有数、保管状況、巡視点検、定期試験、機能試験等を確認する。

(5) 許認可文書に基づき作成した計画、手順書等の確認

(6) 前年度の訓練に対する評価結果の確認

4.2 検査実施

(1) 許認可文書に記された事象の取り組み状況の確認

- a. 緊急時に関する事象の分類及び評価、関係機関への通報、放出される放射性物質の量の評価及び事象に対応する要員の放射線防護処置の指示等のできるだけ多くの項目を確認するため、資源を効果的に配分する。

(2) 事業者の活動について独立した確認

- a. 実施された訓練の事業者評価について確認する。

(3) 事業者による問題点の特定に関する評価

- a. 事業者が特定した問題点の評価を行った結果と、検査チームによって確認した問題点が CAP にインプットされていない場合、インプットされていない問題点を特定する。

(4) 再発する問題点の明確化

- a. 是正処置の有効性を評価するために、前回の訓練以降に類似の活動で再発している問題点を明確にする。

(5) 検査気付き事項の明確化

- a. 許認可文書に対する違反やパフォーマンス劣化を示す可能性がある問題点を明確にする。

(6) 監視領域「重大事故等対応及び大規模損壊対応」の活動要件に照らした自己評価

- a. 上記 4.2(4)及び(5)によって確認した問題点を監視領域「重大事故等対応及び大規模損壊対応」の要件に照らし、問題点の評価を行う。

4.3 問題点の特定と解決に関する確認

- (1) 本検査に関連する原子力安全に影響を及ぼす問題が特定された場合、不適合管理等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。
- (3) 検査官が日常の巡視等で検知した本検査に関連する検査気付き事項等が、不適合管理等において適切に処理されていることを確認する。

5 検査手引

5.1 検査前準備に関する留意事項

検査の重点は、緊急時に関する事象の分類及び評価、関係機関への通報、放出される放射性物質の量の評価及び事象に対応する要員への放射線防護への指示等の活動を資源の許す限りで多くの項目を確認するとともに、関連する自己評価についても評価を行う。以下に記すものとは異なる検査方法でも、それらが検査要件を満たす場合、その方法を容認することができる。

(1) 対象の訓練シナリオが提出されていること

- a. 基本検査運用ガイド「BE0080 重大事故等対応訓練のシナリオ評価」が完了し、懸案事項があればそれを解決するために事業者に伝達し、是正されていることを確認する。
- b. 事業者が訓練に先立ち懸案事項に対処しなかった場合には、再訓練を求めるか否かを判断する際の一要因となる可能性がある（下記 5.2. (6)を参照）。

(2) 対象の訓練検査の準備

- a. 検査官は、検査の準備として訓練概要を理解するため、訓練シナリオのレビューを行う。その際、訓練時の活動を評価する指標、想定事象の解析等について、検査チームと事業者の間で共通の理解があることを確認する。
- b. 基本検査運用ガイド「BE0060 重大事故等対応要員の能力維持」で確認した検査気付き事項の問題点を抽出する。
- c. 緊急時に関する事象の分類及び評価、関係各所への通報、放出される放射性物質の量の評価、事象に対応する要員への放射線防護の指示等の活動を確認できるよう、資源の配分を計画する。活動の評価指標に関するデータのレビューを行い、不履行又は好ましくない傾向が存在する場合には、どのような項目を確認すべきかの情報として取り扱う。活動の評価に関するデータのレビューによって重大な不履行や傾向が示されない場合には、リスク上重要な活動をサンプリング検査によって確認すれば十分であり、検査資源を他の確認に配分することができる。
- d. 附属書1「検査追加分野の優先度」に記された優先度付けに関するガイダンスを考慮し、実際に確認できる範囲で他の活動を確認する計画を作成する。資源の有効利

用、過去の経緯、問題点の是正処置等を考慮して、他の検査分野を選択する。

- e. 緊急時に関する事象の分類及び評価、関係機関への通報、放出される放射性物質量の評価、事象に対応する要員への放射線防護の指示等の活動が手順書に反映されていることをレビューし、理解する。サイトにおいて、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の避難を含めて、緊急時対応要員以外の所員等を防護する措置に関する手順が記されていることも確認する。
- f. 事業者の自己評価プロセスについて十分に理解するとともに、期待される結果について事業者と議論する。これには、自己評価のスケジュール、内容及び評価会合に陪席するとともに、自己評価プロセスがいつ終了するかを検査官が知る必要がある。自己評価で指摘された問題点に関わる改善案の全てが事業者の所長、原子炉主任者等に報告され、管理者の質問又はコメントが文書で示された時点をもって、自己評価プロセスが終了したと見なす。事業者は、指摘された軽微な問題の全てに対処するため、自己評価が遅れることがないようにすべきである。
- g. 訓練の内容、実施及び事象の進展に整合しない訓練シナリオの変更について議論するために、訓練の前に、事業者の職員による検査チームへの訓練概要説明会を開催する。これは、訓練シナリオ、事象の進展、その状況についての判断及び訓練への期待事項を確認する機会となる。

(3) 過去の問題点及び是正処置のレビュー

- a. 前回訓練以降の事業者の訓練報告書及び内部監査等の結果を基に、過去に指摘した問題点及び是正処置に関するレビューを行う。
- b. 対象の訓練の検査を行うため、緊急時組織の活動及び設備に関連する解決済み問題点のサンプルを選ぶ。検査資源は、リスク上重要な分野に配分すべきであるが、他の分野にも重要な問題点がある場合には、それらの分野についても検査ができるように資源を配分する。附属書1「検査追加分野の優先度」に記された優先度を使用すること。

(4) 常設重大事故等対処設備、可搬型重大事故等対処設備、特定重大事故等対処施設、資機材等

- a. 常設重大事故等対処設備については、保有台数、巡視実施状況、定期試験の実施状況、機能試験の実施状況、操作手順等の確認を行い、必要時に使用可能な状態であるかを確認する。
- b. 可搬型重大事故等対処設備については、保有台数、保管状況、巡視実施状況、定期試験の実施状況、機能試験の実施状況、操作手順等の確認を行い、必要時に使用可能な状態であるかを確認する。また、予備品が確保されていることについても確認する。
- c. 特定重大事故等対処施設については、設備等の保有台数、巡視実施状況、定期試験

の実施状況、機能試験の実施状況、操作手順等の確認を行い、必要時に使用可能な状態であるかを確認する。

- d. 資機材等の確認については、保管数及び保管状況を確認する。

(5) 前年度の訓練に対する評価の改善状況

- a. 前年度の訓練に対する評価が実施され、当該訓練にて改善されていることを確認する。

5.2 検査実施に関する留意事項

(1) 許認可文書に記された計画の実施状況

- a. 作成された計画、手順書に従い実施する訓練を確認し評価する。

注記：検査官に期待されることは、事業者の行為又は手順書の適切性、許認可文書との適合性を評価することだけではなく、許認可文書に定めるホールドポイント又は想定時間が守られているか及び対応要員が想定事象に対応できているかを評価することである。

(2) 事業者の活動について独立した確認

- a. 緊急時に関する事象の分類及び評価、関係機関への通報、放出される放射性物質の評価、事象に対する要員への放射線防護の指示等の活動及びその他選択した分野での事業者の活動について確認を行う。
 - (a) 明白な訓練実施上の問題点を指摘する。
 - (b) 緊急時に関する事象の分類及び評価、関係各所への通報、放出される放射性物質の評価、事象に対する要員への放射線防護装備の指示等の活動及びその他選択した分野での事業者の活動で作成した文書及びチェックリストを収集する。
 - (c) 事業者の自己評価が終わるまでは、検査官が指摘した問題点は、事業者に伝達しない。検査官による確認及び結論について議論する前に、管理者のレビューを含めて事業者の自己評価の結論が完成していることを確認する。
- b. 緊急時対応組織の活動上の問題点の発見と是正の妨げとなった訓練関係者の行為の有無を明らかにする。また、発見されていたはずの問題点を事業者が発見しなかったことは、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則」に対する不適合と評価され、重要度評価の対象となる活動の劣化とされる可能性がある。さらに、その行為が活動指標に関わる場合、パフォーマンスの劣化として抽出されず、評価指標へ反映されない原因となる。
- c. 緊急時対応措置に要した時間の測定方法は、事業者が定める（“測定開始”及び“測定終了”の時期等）。
- d. 主要な緊急時対応施設（代替施設及びバックアップ施設）の能力を確認する。具体

的には次の能力について評価する。

- (a) プラントの技術情報を分析する能力。
- (b) 事象の状況に関する技術的な説明を行う能力。
- (c) 原子炉及びその施設に関する状況について、技術的な説明と予測を他の緊急時対応組織及び施設外の対応組織に提供する能力。
- (d) 各原子炉及びその施設が対象とする施設に関するプラントデータと放射線に関する情報を入手し表示する能力。
- (e) その緊急時対応施設が2ヶ所以上の施設を対象としている場合には、2ヶ所以上の施設で同時に発生した事象に対する対応を支援する能力。

(3) 事業者による問題点の特定に関する評価

- a. 事業者による自己評価プロセスの実施状況について評価を行う。事業者は様々な方法で自己評価を実施しており、検査官は、問題点の特定方法の容認に当たっては柔軟に対応すべきである。特に次の点を確認すべきである。
 - (a) 問題点が自己評価会議の場で発言されたか否かは問題ではなく、その全てを捉え、適切な優先度を付けるとともに次回訓練への改善点としていることを確認すること。また、CAPに登録されること。この確認は、訓練の改善を行う活動の中で最重要である。
 - (b) 全ての問題点がCAPに登録されることを示す適切な証拠があることを確認する。問題点が確認されCAPに登録された、又は登録されることを示す適切な証拠を検査官が持っていない場合には、その自己評価を容認することができず、自己評価のプロセスに問題があるとされる。
 - (c) 自己評価プロセスでは、リスク上重要な計画の問題点が最優先されるが、実際の緊急時に緊急時計画の効果的な実施を妨げる可能性がある問題点（実施の失敗等）については、その全てが特定され是正されることを確認する。
- b. PI統計データに関して、緊急時に関する事象の分類及び評価、関係機関への通報、放出される放射性物質量の評価、事象に対する要員への放射線防護の指示等の活動、及び、その他選択した分野での事業者の活動を事業者が適切に処置したか否かを確認する。
- c. 実施可能であれば、各緊急時対応施設での訓練参加者による自己評価（訓練後直ちに開かれる所見とりまとめ会合等）を確認する。
- d. 正式な自己評価に先立ち、対応要員への自己評価事前説明会が開かれる場合、訓練に関連しない所見、検査結果についての議論及び訓練結果に関する事業者の暫定的な自己評価結果を聴取する。これは、検査官が事業者との自己評価確認時の準備に役立つものである（自己評価の確認は、事業者の訓練報告書が承認された後に実施する。）。
 - (a) 訓練に関する検査官の検査気付き事項が事業者の暫定自己評価結果と一致し

ていても、自己評価確認前に共有しないこと。

- (b) 自己評価確認時では、検査の目的に沿って承認された自己評価は許認可文書に関わる問題点に重点を置いて議論すべきであり、確認された全ての結果をCAPに登録する必要がある。自己評価に関する事前議論以降に評価が変更された場合には、検査官はそれについて議論すべきである。事業者は、自己評価の修正手順を明確にする。
- e. 事業者の自己評価を確認し、検査チームによって確認した検査気付き事項が含まれているか否かを確認する。
 - (a) 検査官が確認した検査気付き事項は、事業者によって捉えられていない問題点の全てについて評価を行う。それぞれの問題が、実際に自己評価の問題である可能性を示すものであり、訓練参加者の活動に関する検査官の誤解、又は確認されなかった活動が訓練参加者の活動ではないことを確認する。何らかの問題を自己評価の問題として特定する前に、事業者による処置の根拠となった論理を完全に理解する。事業者は特定された問題点をCAPに登録する必要があり、評価者が特定した事実に基づく問題点が不適切に処理され、CAPに適切に登録されていないことを検査官が見つけた場合には、自己評価に問題があるとされる。そのような問題については、正式な自己評価が完了した後に、それを認識している事業者の職員及び管理職と議論する。
 - (b) 事業者の自己評価に関する問題を文書にし、その重要度を評価する。検査官は、事業者による評価が実施されていることを確認する。
 - (c) 事業者が発見した訓練の問題点がCAPに登録されることを確認する。

(4) 再発する問題点の明確化

- a. 過去の問題点のいずれかが今回の訓練で発生していたか否かを確認し、その是正処置が効果的であるか否かを判断する。
 - (a) 事業者が劣化傾向の問題点又は反復的な問題点を発見し、それをCAPに登録したか否かを確認する。
 - (b) 訓練の問題点が是正されていない場合には、それについて、類似の問題を確認し、その問題点の是正処置に係る有効性レビューを確認する。この評価の確認の目的は、効果的ではない是正処置を明らかにするために、類似の活動で再発する活動上の問題にパターンがあるか否かを調べることである。問題点が1度繰り返されただけで、CAPの不備と考えるべきではない。逆に、訓練（例えば1つの良く訓練されたチームによって）1回上手く行っただけで、必ずしも問題の解決策が実証されたと考えるべきでない。以前に発見された問題点がある後の訓練で再発した場合には、検査官は、問題の詳細な経緯に基づいて、以前の是正処置の有効性について評価を行うべきであり、検査官は次のことを行うべきである。

- i. 実際の事象及び訓練の進展に対応して、以前の問題点及び類似の事態に対して採用された具体的な是正処置をレビューする。
- ii. 活動指標及び活動指標に関連する許認可文書との整合性について検討する。
- iii. 類似の活動上の問題点に重点を置いて、1検査サイクルの全期間にわたる是正処置、自己評価及び検査の記録をレビューする。
- iv. 関連する是正処置が完了していることを確認する。

(5) 検査気付き事項の明確化

- a. 規制要件の違反及びパフォーマンス劣化を確認した場合、その実施手順についての評価を行い、問題点を確認する。また、検査官は、下記を確認する。
 - (a) 関連情報を得るために、指摘した問題点の経緯をレビューする。
 - (b) 可能であれば、訓練シナリオが許認可文書を満足しているかを直ちに判断する。直ちに判断できない場合には、原子力専門検査官と協議する。
 - (c) 問題点及び追加レビューの結果の評価を行い、その結果を文書に記録する。

(6) 監視領域「重大事故対処及び大規模損壊対処」の活動要件に照らした自己評価

- a. 緊急時が発生した場合に国民の生命、健康及び財産を保護するために事業者が緊急時対応を効果的に実施できるよう、訓練時の活動を確保する。
- b. 訓練において、許認可文書の要求が確認できなかった場合、検査官は、原子力専門検査官のレビューを受ける。次の場合には、事業者に対し再訓練を要求する可能性がある。
 - (a) 前年度と同一の訓練シナリオによって実施された場合、検査官は、訓練シナリオを作成した責任者及び関係者の情報を収集する。
 - (b) 上記 3.1(1)「重大事故等発生時に係る訓練」を実施する場合、提出された訓練シナリオでは、訓練の成立性が確認できない場合。

6 参考資料

- (1) 実用発電用原子炉に係る発電用事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な処置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準
- (2) 実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド
- (3) 実用発電用原子炉に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド
- (4) 実用発電用原子炉に係る運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド
- (5) 核燃料施設等の規則、審査基準

○改正履歴

改正	改正日	改正の概要	備考
0	2020/04/01	施行	
1	2021/04/21	○運用の明確化 ①「検査手順」に特定重大事故等対処施設を含むことを明確化（4. 検査手順） ○記載の適正化	2021/07/21表紙修正
2	2023/05/24	○記載の適正化	

表 1 関連する施行規則条項

原子力施設の種別	規則名	保安のために必要な措置に係る規則条項	保安規定記載事項に係る規則条項
実用発電用原子炉施設	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 83 条	第 92 条第 1 項第 7 号, 第 15 号及び第 16 号並びに同条第 3 項第 5 号, 第 14 号及び第 15 号
研究開発段階発電用原子炉施設	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 78 条	第 87 条第 1 項第 7 号, 第 15 号及び第 16 号並びに同条第 3 項第 6 号, 第 15 号及び第 16 号
再処理施設	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 12 条	第 17 条第 1 項第 5 号, 第 14 号及び第 15 号並びに同条第 2 項第 6 号, 第 16 号及び第 17 号
加工施設	核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 7 条の 4 の 3	第 8 条第 1 項第 5 号, 第 13 号及び第 14 号並びに同条第 2 項第 6 号, 第 15 号及び第 16 号

表2 検査要件まとめ表

本検査は発電所又は施設を対象にサンプルを選定する。

01 実用炉

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	重大事故等発生時に係る訓練	1年	1	150	チーム
02	大規模損壊発生時に係る訓練	1年	1	150	チーム

02 研開炉

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	時間	検査体制
01	重大事故等発生時に係る訓練	1年	1	150	チーム
02	大規模損壊発生時に係る訓練	1年	1	150	チーム

03 再処理

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	時間	検査体制
01	重大事故等発生時に係る訓練	1年	1	150	チーム
02	大規模損壊発生時に係る訓練	1年	1	150	チーム

04 加工

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	時間	検査体制
01	重大事故等発生時に係る訓練 (MOX加工)	1年	1	150	チーム
02	大規模損壊発生時に係る訓練 (MOX加工)	1年	1	150	チーム
03	重大事故等発生時に係る訓練 (ウラン加工)	必要に応じて	—	—	チーム
04	大規模損壊発生時に係る訓練 (ウラン加工)	必要に応じて	—	—	チーム

附属書 1 検査追加分野の優先度

1 一般的事項

原子力規制庁の緊急時対策に関する確認については、一般的に、リスク上最も重要な分野に重点を置く。検査資源をそれらの分野を広範囲にカバーするように配分すべきである。また一方で、検査資源を効率的に活用し、広範囲の緊急時対応分野について検査を行うべきである。

懸念される対応分野を特定し、それに応じて検査資源を配分するには、是正処置の結果を利用する。

過去の事業者の活動が、訓練時の活動に関する指標とともに、事業者の対応範囲内で信頼でき容認できる活動を示す場合には、検査官は、それらの分野での検査サンプリング数を減らすとともに、検査資源の一部を他の分野に使用する。

検査官は、是正処置のレビューを行うため、過去2～3年間の訓練に関する是正処置結果を要求する。可能であれば、評価結果を緊急時対策施設ごとに分類する。

検査官は、リスク上重要度が比較的低い分野（要員の配置等）での活動についても、常に注意を払う。

2 検査追加分野の優先度

下記に、リスク上最も重要な分野以外に検査資源を配分する分野について記す。これらの分野は、一般的に重要性の高い順に考慮する。検査資源を配分するには、訓練シナリオに関する知見、過去の問題点等を確認する。

- (1) 国民の健康と安全を防護するための緩和作業及び評価作業の優先度付けを行う能力
- (2) 事故条件の下で緩和措置を実施する能力
- (3) 事故条件の下で緩和措置方針を策定する能力
- (4) プラントの事故状況を把握及び予測する能力
- (5) 説明責任、緊急時要員以外の避難、甲状腺の防護等を含む緊急時対応要員の防護（敵対行為時の措置を含む）の適切性
- (6) 指揮管理システムの有効性
- (7) 外部サポート組織との協力関係の適切性
- (8) 事業者のサイトにおける緊急時に対応するサイト外の資源の手配状況
- (9) 事業者の施設間のコミュニケーションの適切性
- (10) 事業者が実施する通報連絡の正確さ